6月定例会常任委員会の審査等

予算決算委員会

●富士市総合体育館北里アリーナ富士へのイベント誘致の状況は

問 大規模スポーツイベント等開催支援補助金を創設し、富士総合運動公園で開催されるプロスポーツ興行等の大規模イベントを対象に、会場までのシャトルバス運行や駐車場借り上げ、警備・案内業務等に係る経費の２分の１、最大100万円を助成するとのことですが、北里アリーナ富士の供用開始間もないこの時期の補助制度創設は、プロスポーツ興行等の誘致をさらに進めるためだと考えますが、ＰＦＩ事業者との役割分担はどうなっていますか。

答 プロスポーツ興行等のイベント誘致については市と指定管理者が協力して行うものですが、今年10月以降、バスケットボールやバレーボールの興行が８試合予定されており、イベントの開催も決定するなど、順調に誘致できています。本補助金は、他市の類似施設との競合において北里アリーナ富士が選ばれるよう、明らかになった課題に対応するため創設したものです。

●他市のスポーツイベントに対する補助制度の事例は

問 今回創設する補助金と同様の補助制度を持つ他自治体の事例は把握していますか。

答 静岡市では、地元を拠点とするプロスポーツチームである静岡ジェード及びくふうハヤテベンチャーズ静岡に対し会場使用料等を補助する制度があります。また、浜松市では国際親善試合や全国規模の大会を対象とした補助金があることを確認しています。県外の自治体において、岡山県津山市では、県内に本拠地を置くプロスポーツチームを対象に興行全体に係る経費を補助しているほか、山梨県や福井県なども補助制度を設けていることを確認しております。

●有料バスをすぐに運行できない理由は

問 本年度北里アリーナ富士で開催予定の大規模なスポーツイベント等の開催時には、来場者の会場までの交通手段を確保するため無料シャトルバスを運行する予定とのことですが、公共交通事業者による有料バスの運行がすぐにできないのはどのような理由からですか。

答 イベントが多く開催される土曜日、日曜日、祝日は、バスの運転士不足により特に人員確保が難しく、また、有料バスの運行には国土交通省への手続が必要となり、認可まで時間がかかることから、それらを解決しなければ有料バスを運行することは難しいため、本補助制度が必要と考えています。

予算決算委員会及び各分科会において、以上の質疑、答弁、要望を行った後、予算決算委員会として、以下の事項を当局に要望することになりました。

- ●大北線は周辺住民の生活を支える重要な路線であるため、バスによる公共交通を継続して運行できるよう、実証運行の中で課題を見つけるとともに、適切なダイヤや車種等を検証し、適正化を図っていくこと。
- ●大規模スポーツイベント等開催支援補助金については、来場者の北里アリーナ富士までの交通手段を確保する上で当面は必要な補助金だと考えるが、今後は来場者が料金を負担する有料シャトルバスの運行に向け、早急にバス会社との調整を図ること、また、今後起こり得る問題を想定しながら、改めて市、指定管理者、イベント主催者の３者で協議し、役割分担と連携体制を明確にすること、また、補助金の交付に当たっては、制度の透明性、公平性を一層高め、丁寧な運用と継続的な検証を行うこと。

反対討論

一般会計補正予算（第２号）では、北里アリーナ富士は駅から離れた立地にあり、駐車場対策や観客の輸送に多額の費用がかかることが判明したため、経費の２分の１、最大100万円を補助するとのことだが、立地の課題は当初から想定されていたはずにもかかわらず、北里アリーナ富士の供用開始後すぐにこのような補助金を創設することには疑問が残る。多くの方に来場してもらえる環境を整えることは理解できるものの、イベント主催者に補助金を出すことには賛同できない。よって、この議案については反対である。

以上の討論の後、一般会計補正予算（第２号）は原案どおり可決されました。

総務市民委員会

（条例３件、陳情１件）

【委員長】井出晴美　【副委員長】佐藤菊乃
【委　員】川窪吉男、遠藤盛正、下田良秀、伊東美加、小池義治、新家大輔

●条例改正による市たばこ税への影響は

問 加熱式たばこの課税方式を葉たばこ等の重量や価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで換算する方式に見直すとのことですが、この改正により市たばこ税の税収がどの程度増加すると見込んでいますか。

答 たばこ離れによる税収の減少までは見込んでおりませんが、前年度実績等から想定しますと改正後は１億2800万円程度の増収となる見込みです。

陳　情

富士市総合体育館「北里アリーナ富士」に関する陳情

本年４月、総合体育館がオープンしたが、当初、想定されていたはずのバレーボール一般男子用（９人制）のラインマークやポールを立てる穴がないことが判明した。北里アリーナ富士が県内で有数のスポーツ交流施設になることを期待し、一般男子（９人制）の大会が開催可能な体育館整備を要望する。

【審査結果】
大がかりな工事が必要となることや工事箇所にフローリングの継ぎ目ができ、不具合が発生するおそれがあることから、支柱用金具の新設は難しいが、テニスコート用の金具を兼用することで対応できる。現状ではコートの四隅等を示すポイントがないため、ポイントの追加を行うとの当局説明に対し、当委員会としては、陳情者を含めた各種競技団体に対し、しっかりと説明ができる体制の構築を要望し、当局説明を了承することに決しました。

福祉保健委員会

（条例２件、陳情１件）

【委員長】杉山　諭　【副委員長】荻田丈仁
【委　員】一条義浩、太田康彦、笹川朝子、関　明美、望月　昇、小野泰正

●年度途中待機児童解消に向けた対応について

問 今回の条例改正は、年度途中に発生する待機児童解消のため、新たに設置する森島小規模保育事業所を追加するとのことですが、森島小規模保育事業所の定員19人の内訳と待機児童が多い年齢の内訳はいかがですか。

答 森島小規模保育事業所の定員は、ゼロ歳児３人、１歳児７人、２歳児９人の合計19人としています。一方、令和７年１月１日時点における本市の年度途中待機児童数は、ゼロ歳児129人、１歳児23人の合計152人であり、２歳児以上の待機児童は発生していませんでした。待機児童対策として設置する森島小規模保育事業所の定員数と実際の待機児童数の内訳に差があることは課題と捉えているため、今後の対策について現在検討しているところです。

陳　情

富士市の歯科保健行政の充実を求める陳情

富士市歯科医師会は、富士市の歯科保健行政のさらなる充実を求め、以下の項目を陳情する。
①歯や口の健康づくり条例の策定について
②行政職として歯科衛生士の雇用について
③遺体収容所への歯牙鑑定機材の整備について

【審査結果】
①について、既に法律や指針において市の役割等が示されていることに鑑み、条例制定による施策の実効性や具体的な波及効果を考慮し、慎重に検討する必要がある。②について、歯科口腔保健計画の施策を検討する中で必要性を検討する。③について、機器の維持管理の面に課題があるため、歯科医師会と対応を協議していくとの当局説明に対し、条例制定に向けて十分に検討すること、常勤の歯科衛生士の雇用を検討すること、関係機関と協議し、歯牙鑑定機材の整備を進めることを要望しました。